

29 葛福国第 606 号

平成 29 年 8 月 31 日

協同組合日本接骨師会
保険部長 真竹 晴己 様

葛飾区福祉部
国保年金課長

国民健康保険被保険者資格証明書に関するご要望について（回答）

先日は、国民健康保険資格証明書の運用について、ご指摘いただきまして、ありがとうございました。

まず、「資格証明書の交付時、資格種別欄に『一部負担金の割合 10 割』の記載が必要」とのご指摘ですが、かかった費用の全額を窓口でご負担いただくことがわかるよう、改訂を行う予定です。要綱改正などの準備ができ次第、新規発行分から新様式に差し替えます。

次に、「被保険者証等発行について」の記載で、「病院の窓口のみ記載で接骨院・整骨院名の記載がなければ病院のみ 10 割と誤解することも考えられる」とのご指摘ですが、もっともなご意見と考えます。新たに印刷物を作成する際、接骨院・整骨院でも同様の扱いとなることわかるような記載をいたします。

なお、今回の返戻になった案件につきましては、東京都国民健康保険団体連合会へ再度申請書をお送りいただければ、7 割分を国民健康保険から支給する旨、すでに給付係の担当職員より案内済みです。

今後とも、皆様によりわかりやすい説明となるよう、工夫してまいりますので、よろしくご意見申し上げます。

【担当】 収納係長

電話 03-5654-8213